

17 管理職手当

管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職を占める職員に支給する。

条例第9条

(1) 支給範囲

別表第1に掲げる職を占める職員

規則7—18第1条

〔昭和44年通知
第361号〕

(2) 支給額

給料表の別並びに職務の級及び別表第1の職欄の区分に応じ、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

規則7—18第2条

(ア) (イ)の職員以外の職員

別表第2の管理職手当欄に定める額（注）とする。

(注) 1 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）にあっては、当分の間、別表第2の管理職手当欄に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

規則7—18

第2条の2

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員（注）又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員

別表第3の管理職手当欄に定める額に、職員勤務時間条例第2条第3項若しくは第4項又は学校職員勤務時間条例第3条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(注) 1 暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員にあっては、別表第3の管理職手当欄に定める額（育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

規則7—18—69

附則第2項

2 暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

規則7—18—69

附則第3項

(3) 支給方法等

(ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—18第3条

(イ) 月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（公務災害又は通勤災害（外国派遣条例第3条第1項に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員又は公益的法人等退職派遣者の派遣先のものを含む。）による病気休暇又は休職の場合を除く。）は、支給することができない。

別表第 1

組	組	職	区 分
知事	本庁	部 計 管 理 長 会 局 長	1 種
		医 療 健 康 局 長 国 際 経 済 ・ 観 光 局 長 理 事 技 監	2 種
		危 機 管 理 監 デ ジ タ ル 政 策 推 進 監 副 部 長 副 局 長	3 種
		参 術 参 事 技 術 参 事 課 長 (担当課長を除く。) 局 長 代 理 室 長	4 種
		課 長 (担当課長に限る。) 専 門 監 部 (局) 副 参 事 部 (局) 技 術 副 参 事	5 種
		総括課長補佐及び総括室長 補佐 (人事委員会が定める 者に限る。)	7 種
	公務研修所	所 長	1 種
		副 所 長	4 種
	公文書館	館 長	4 種
	県税事務所 (仙台中央県税 事務所を除く。)	所 長	4 種
		地 域 事 務 所 長	5 種
	仙台中央県税事務所	所 長	3 種
		副 所 長	4 種
		部 長	5 種
		扇 町 出 張 所 長	7 種
	消防学校	校 長	3 種
		副 校 長	4 種
	防災ヘリコプター管理事務所	所 長	4 種
	環境放射線監視センター	所 長	4 種
	東京事務所	所 長	1 種
		副 所 長	4 種

	観光物産サービスセンター所長	5 種
保健環境センター	所 長	3 種
	副 所 長	4 種
	部 長 副 部 長	5 種
食肉衛生検査所	所 長	4 種
動物愛護センター	所 長	
保健福祉事務所	所 長	3 種
	地 域 事 務 所 長 保 健 医 療 監 副 所 長	4 種
	技 術 副 所 長 部 長 支 所 長	5 種
保健所	所 長	4 種
	副 所 長 技 術 副 所 長 部 長 支 所 長	5 種
子ども総合センター	所 長	4 種
児童相談所	所 長	
	支 所 長	5 種
女性相談支援センター	所 長	4 種
さわらび学園	園 長	
リハビリテーション支援センター	所 長	
精神保健福祉センター	所 長	
大阪事務所	所 長	4 種
	名古屋産業立地センター所長	7 種
地方振興事務所	所 長 地 域 事 務 所 長	1 種
	副 所 長 地 域 事 務 所 副 所 長	3 種
	部長（畜産振興部長を除く。） 地域事務所部長（畜産振興部長を除く。）	4 種
	畜 産 振 興 部 長 副 部 長 地域事務所畜産振興部長 地 域 事 務 所 副 部 長	5 種
産業技術総合センター	所 長	1 種

	副 所 長	3 種
	研 究 連 携 推 進 監 長 局	4 種
	部 長	5 種
計量検定所	所 長	4 種
高等技術専門校（仙台高等 技術専門校を除く。）	校 長	
仙台高等技術専門校	校 長	3 種
	副 校 長	4 種
障害者職業能力開発校	校 長	
松島公園管理事務所	所 長	6 種
農業大学校	校 長	3 種
	副 校 長	4 種
農業改良普及センター	所 長	4 種
農業・園芸総合研究所	所 長	3 種
	副 所 長 総 務 部 長 企 画 調 整 部 長	4 種
	部長（総務部長及び企画調 整部長を除く。）	5 種
古川農業試験場	場 長	3 種
	副 場 長	4 種
	部 長	5 種
病虫害防除所	所 長	4 種
家畜保健衛生所	所 長	4 種
畜産試験場	場 長	4 種
	部 長	5 種
王城寺原補償工事事務所	所 長	4 種
水産技術総合センター（気 仙沼水産試験場及び内水面 水産試験場を除く。）	所 長	3 種
	副 所 長	4 種
	技 術 副 所 長	5 種
水産技術総合センター気仙 沼水産試験場	場 長	4 種
	部 長	5 種
水産技術総合センター内水 面水産試験場	場 長	4 種
林業技術総合センター	所 長	4 種
	部 長	5 種
土木事務所（仙台土木事務 所及び気仙沼土木事務所を 除く。）	所 長	3 種
	副 所 長 地 域 事 務 所	4 種
	技 術 副 所 長	5 種
	ダ ム 管 理 事 務 所 長	6 種

	仙台土木事務所	所 長	1 種
		副 所 長	3 種
		部 長	4 種
	気仙沼土木事務所	所 長	
		ダ ム 管 理 事 務 所 長	6 種
	港湾事務所	所 長	4 種
	ダム総合事務所	所 長	4 種
		ダ ム 管 理 事 務 所 長	6 種
	労働委員会事務局	事 務 局 長	1 種
		理 事	2 種
		副 事 務 局 長	3 種
		参 課 事 長	4 種
		局 副 参 事	5 種
		総括課長補佐（人事委員会 が定める者に限る。）	7 種
	地方機関	研 究 管 理 監	4 種
		専 門 監	5 種
		総括次長、副園長、副校 長、部総括次長及び局総括 次長（人事委員会が定める 者に限る。）	7 種
県議会	事務局	事 務 局 長	1 種
		理 事	2 種
		副 事 務 局 長	3 種
		参 課 事 長	4 種
		局 副 参 事	5 種
		総括課長補佐（人事委員会 が定める者に限る。）	7 種
教育委員会	教育庁	教 育 監 事	2 種
		副 教 育 長	3 種
		参 術 参 事 技 術 参 事 課長（担当課長を除く。）	4 種
		室 長	
		課長（担当課長に限る。） 専 門 監 庁 副 参 事 庁 技 術 副 参 事	5 種

		総括課長補佐及び総括室長補佐（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
	教育事務所	所 長	4 種
	多賀城跡調査研究所	所 長	
	県立高等学校、県立中学校及び県立特別支援学校	校 長 副 校 長	6 種
		教 務 部 長 事 務 室 長 主幹（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
	海洋総合実習船	船 長	5 種
	図書館	館 長	1 種
		副 館 長	3 種
		企 画 管 理 部 長	4 種
		資 料 奉 仕 部 長	5 種
	総合教育センター	所 長	3 種
		副 所 長 企 画 管 理 部 長	4 種
		教 育 推 進 部 長	5 種
	自然の家	所 長	4 種
	東北歴史博物館	副 館 長	3 種
		管 理 部 長	4 種
		部長（管理部長を除く。）	5 種
	美術館	副 館 長	3 種
		管 理 部 長	4 種
		部長（管理部長を除く。）	5 種
	市町村立中学校、市町村立小学校及び市町村立義務教育学校	校 長 副 校 長	6 種
		教 頭	7 種
	地方機関	総括次長（人事委員会が定める者に限る。）	7 種
	学校以外の教育機関	総括次長（人事委員会が定める者に限る。）	
人事委員会	事務局	事 務 局 長	1 種
		理 事	2 種
		副 事 務 局 長	3 種
		参 課 事 長	4 種
		局 副 参 事	5 種

		総括課長補佐（人事委員会 が定める者に限る。）	7 種
監査委員	事務局	事 務 局 長	1 種
		理 事	2 種
		副 事 務 局 長 監 査 監	3 種
		参 事 事 技 術 参 事 課 長	4 種
		監 査 専 門 監 局 副 参 事 局 技 術 副 参 事	5 種
		総括課長補佐（人事委員会 が定める者に限る。）	7 種
県警察	本部	部 長 首 席 監 察 官 組 織 犯 罪 対 策 局 長 サイバーセキュリティ統括官 参 事 官	3 種
		参 事 長 課 長 企 画 官 公 安 委 員 会 補 佐 室 長 上 席 監 察 官 監 察 官 機 動 警 ら 隊 長 機 動 捜 査 隊 長 鉄 道 警 察 隊 長 機 動 隊 長 交 通 機 動 隊 長 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長 科 学 捜 査 研 究 所 長 監 査 室 長 犯 罪 被 害 者 支 援 室 長 健 康 管 理 セ ン タ ー 所 長 交 通 事 故 総 合 分 析 室 長 高 齢 運 転 者 等 支 援 室 長 管 理 官（人事委員会が定め る者に限る。） 航 空 隊 長	4 種
		管理官（人事委員会が定め る者を除く。）	5 種

	会 計 調 査 官 施 設 調 査 官 自 動 車 整 備 工 場 長 相 談 調 査 官 情 報 管 理 調 査 官 給 与 調 査 官 教 養 調 査 官 上 席 研 究 官 交 通 管 制 官	
警察学校	校 長	3 種
	副 校 長	4 種
	部 長	3 種
	課 長	4 種
	管 理 官	
警察署	署長（人事委員会が定める者に限る。）	3 種
	署長（人事委員会が定める者を除く。） 副署長（人事委員会が定める者に限る。）	4 種
	副署長（人事委員会が定める者を除き、警視の階級にある者に限る。） 会計官（人事委員会が定める者に限る。）	5 種
運転免許センター	所 長	

別表第2

イ 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
10 級	1 種	139,300円
9 級	1 種	130,300円
	2 種	119,900円
8 級	3 種	94,000円
	4 種	84,600円
7 級	4 種	79,700円
	5 種	66,400円
	6 種	53,100円
	7 種	44,300円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては53,100円。
6 級	4 種	74,800円
	5 種	62,300円
	6 種	49,900円
	7 種	41,600円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあっては49,900円。
5 級	5 種	59,500円
	6 種	47,600円
	7 種	39,700円
4 級	6 種	44,400円
	7 種	37,000円

ロ 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	3 種	95,700円
8 級	4 種	81,800円
7 級	4 種	80,500円
	5 種	67,100円
6 級	5 種	64,600円
5 級	5 種	61,000円

ハ 教育職給料表（一）

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	54,600円。ただし、県立高等学校及び県立特別支援学校（以下「県立高等学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては72,800円又は63,700円。
3 級	6 種	52,900円
	7 種	44,100円。ただし、県立高等学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては52,900円。

ニ 教育職給料表（二）

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	52,100円（市町村立義務教育学校の校長の職にあつては60,800円）。ただし、県立中学校、市町村立中学校及び市町村立小学校（以下「県立中学校等」という。）の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては69,500円又は60,800円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職にあつては69,500円。
3 級	6 種	52,500円
	7 種	43,700円。ただし、県立中学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあつては52,500円。

ホ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5 級	1 種	129,300円
	2 種	119,000円
	3 種	103,400円
	4 種	93,100円
4 級	4 種	80,600円
	5 種	67,200円
	6 種	53,700円
	7 種	44,800円
3 級	7 種	40,600円

ヘ 医療職給料表（一）

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	137,700円
	2 種	126,600円
	3 種	110,100円
	4 種	99,100円
3 級	4 種	92,500円
	5 種	77,100円
2 級	4 種	85,900円
	5 種	71,600円

ト 医療職給料表（二）

職務の級	区分	管理職手当
7 級	4 種	79,700円
	5 種	66,400円
6 級	4 種	74,800円
	5 種	62,300円
	6 種	49,900円
	7 種	41,600円
5 級	7 種	39,300円

チ 医療職給料表（三）

職務の級	区分	管理職手当
6 級	4 種	78,000円
	5 種	65,000円
5 級	6 種	47,400円
	7 種	39,500円

備考

別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

別表第3

イ 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当
10 級	1 種	1 3 3, 6 0 0 円
9 級	1 種	1 1 2, 9 0 0 円
	2 種	1 0 3, 9 0 0 円
8 級	3 種	7 9, 8 0 0 円
	4 種	7 1, 8 0 0 円
7 級	4 種	6 5, 6 0 0 円
	5 種	5 4, 7 0 0 円
	6 種	4 3, 8 0 0 円
	7 種	3 6, 5 0 0 円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあつては4 3, 8 0 0 円。
6 級	4 種	5 7, 8 0 0 円
	5 種	4 8, 2 0 0 円
	6 種	3 8, 5 0 0 円
	7 種	3 2, 1 0 0 円。ただし、県立高等学校、県立中学校又は県立特別支援学校の事務部長の職で人事委員会が定める職員にあつては3 8, 5 0 0 円
5 級	5 種	4 4, 3 0 0 円
	6 種	3 5, 4 0 0 円
	7 種	2 9, 5 0 0 円
4 級	6 種	3 3, 5 0 0 円
	7 種	2 7, 9 0 0 円

ロ 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当
9 級	3 種	8 3, 8 0 0 円
8 級	4 種	6 9, 5 0 0 円
7 級	4 種	6 2, 9 0 0 円
	5 種	5 2, 5 0 0 円
6 級	5 種	4 8, 8 0 0 円
5 級	5 種	4 6, 6 0 0 円

ハ 教育職給料表（一）

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	5 1, 0 0 0 円。ただし、県立高等学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあつては6 8, 0 0 0 円又は5 9, 5 0 0 円。
3 級	6 種	4 1, 5 0 0 円
	7 種	3 4, 6 0 0 円。ただし、県立高等学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあつては4 1, 5 0 0 円。

ニ 教育職給料表（二）

職務の級	区分	管理職手当
4 級	6 種	49,800円（市町村立義務教育学校の校長の職にあっては58,000円）。ただし、県立中学校等の校長の職で人事委員会が定める職員にあっては66,300円又は58,000円、市町村立義務教育学校の校長の職で人事委員会が定める職にあっては66,300円。
3 級	6 種	40,700円
	7 種	33,900円。ただし、県立中学校等の教頭の職で人事委員会が定める職員にあっては40,700円。

ホ 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当
5 級	1 種	98,300円
	2 種	90,500円
	3 種	78,700円
	4 種	70,800円
4 級	4 種	59,900円
	5 種	49,900円
	6 種	39,900円
	7 種	33,300円
3 級	7 種	28,900円

ヘ 医療職給料表（一）

職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	115,900円
	2 種	106,700円
	3 種	92,700円
	4 種	83,500円
3 級	4 種	70,300円
	5 種	58,600円
2 級	4 種	60,500円
	5 種	50,400円

ト 医療職給料表（二）

職務の級	区分	管理職手当
7 級	4 種	65,600円
	5 種	54,700円
6 級	4 種	57,800円
	5 種	48,200円
	6 種	38,500円
	7 種	32,100円
5 級	7 種	28,700円

チ 医療職給料表（三）

職務の級	区分	管理職手当
6 級	4 種	59,900円
	5 種	49,900円
5 級	6 種	35,300円
	7 種	29,500円

備考

別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に支給する管理職手当については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- 一 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- 二 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- 三 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- 四 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額